

地域医療構想策定ガイドライン概要（調整会議運営）

1. 目的

地域医療ビジョンの実現に向けた取組みを議論するため。

2. 主な議事

- ①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ②病床機能報告制度による情報等の共有
- ③県計画（基金活用事業）に盛り込む事業に関する協議
- ④その他地域医療ビジョンの達成の推進に関する協議
- ⑤医療機関の開設・増床等の許可申請、過剰病床への転換に関する協議（該当事例があった場合）

3. 議論の進め方

- ①病床機能報告制度や各種統計等による現状と地域医療ビジョンの必要病床数の比較・認識の共有
- ②①からの課題抽出
- ③具体的な病床機能の分化及び連携の在り方について議論（各病院の役割など）
- ④基金を活用した事業の議論

4. 開催時期

- ①定期的な開催
病床機能報告制度等による情報共有や基金事業に関する議論など
- ②随時開催
医療機関の開設・増床等の許可申請、過剰病床への転換に関する協議など

5. 開催単位

原則、構想区域ごと。ただし、議事等により合同開催や限定開催も可能。

6. 公表

原則、公開。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開。

7. 合意

議事録を作成したうえで、合意したことを確認できる書面を作成することが適當。

8. その他

病床機能報告制度の公表で秘匿部分とした情報についても、調整会議においては活用可能。

地域医療構想策定ガイドライン概要（策定後の流れ）

構想策定後の実現
に向けた取組み

- ・各医療機関における自主的な取組み
- ・地域医療ビジョン調整会議を活用した医療機関相互の取組み
- ・県による取組み
 - ← 病床機能報告制度や各種データによる現状把握と目標（必要病床数・目指す医療提供体制等）との比較

PDCA

- ・工程表の策定、進捗状況の把握、工程表の見直し
- ・病床機能報告制度等による状況把握（患者や病床の収れん状況の確認など）
- ・病床機能報告制度や各種データによる現状把握と目標（必要病床数・目指す医療提供体制等）との比較

平成28年度からの調整会議の運営について

1 付議案件

(1) 病床機能報告制度の結果やその他参考指標による現状把握・進捗管理【公開】

- ・毎年度実施される病床機能報告制度の結果等を基に、圏域別に地域医療構想の達成状況を検証する。（地域医療構想のPDCAサイクル）
- ・病床機能報告制度は情報提供済み。
- ・各種指標（医療計画作成支援データブック改訂版）は厚生労働省から提供されていない。
- ・地域医療構想の達成や各圏域のあるべき姿の実現に向けて必要な施策等について関係者間で協議する。

(2) 構想区域内の基金事業【非公開】

- ・地域医療介護総合確保基金の活用策について協議し、各圏域で必要な取組みを促進する。
- ・区域内事業の順位付け

(3) 医療機関が行う病床の転換や増床等に係る協議【非公開】

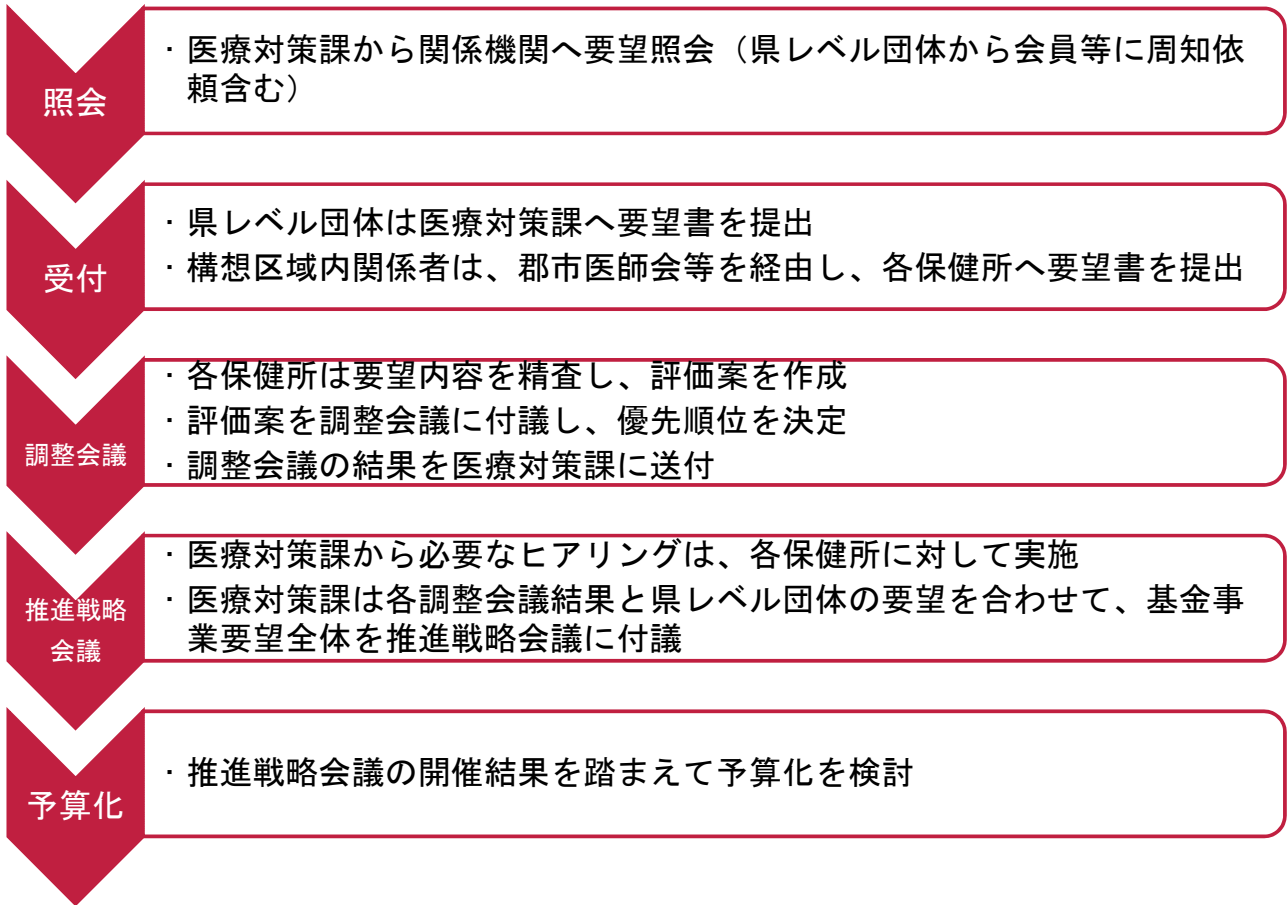
- ・医療機関が行う病床の転換や増床等に係る調整を行うために必要な協議をす

る。

2 開催時期（目安）

- (1) 現状把握及び進捗管理等・・・年度内に1回程度
- (2) 基金事業・・・8～9月までに開催
- (3) 増床等の協議・・・必要に応じて

基金事業要望の流れ



基金事業要望の流れ

